

提供日 2024/5/16
タイトル 産業廃棄物処理業許可の取り消し
担当 暮らし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課
連絡先 産業廃棄物班 054-221-2424



産業廃棄物処理業者に対し産業廃棄物収集運搬許可の取消処分を行いました。

1 処分を受けた者

所在地 静岡県掛川市上西郷1152番地
名称 丸松興事株式会社

2 処分内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の3の2第1項第2号に基づき、産業廃棄物収集運搬業許可を取り消しました。

3 処分年月日

令和6年5月13日

4 処分理由

丸松興事株式会社の役員は、桑名簡易裁判所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の罪により、罰金10万円の略式命令を受け、令和2年8月18日に刑が確定している。

これにより、同社は、法第14条の3の2第1項第2号に規定する法第14条第5項第2号ニに該当するため。

(参考)

なお、当該事業者は取消に至った日から5年間において、産業廃棄物処理業許可を受けることはできません。